



審査請求のしおり



東京都人事委員会

目次

I 不利益処分についての審査請求制度	
1 審査請求制度の概要	1
2 審査請求のできる職員	1
3 審査請求の対象となる不利益処分	2
4 審査請求のできる期間	2
5 審査請求の提出方法	2
6 審査請求の受理又は不受理	4
7 審査請求の却下	5
8 審査の方法	5
9 裁決	6
10 審査請求の取下げ	6
11 裁決と訴訟	7
12 審査請求書の記載例	8

参考資料（主な提出書面の様式一覧）

・審査請求書兼代理人選任届出書	10
・代理人選任届出書	11
・審査請求取下書	12

凡 例

1 法令・規則略語

本文（ ）内の法令・規則名は次に掲げる略語を用いた。それ以外のものは、原則としてフルネームで示した。

「地公法」 地方公務員法

「規則」 不利益処分についての審査請求に関する規則

「傍聴規則」 公開口頭審理の傍聴に関する規則

2 根拠法令

本文（ ）内に示した根拠法令の条・項・号の表示は、条をアラビア数字、項は○付きアラビア数字、号はそのまま表示した。

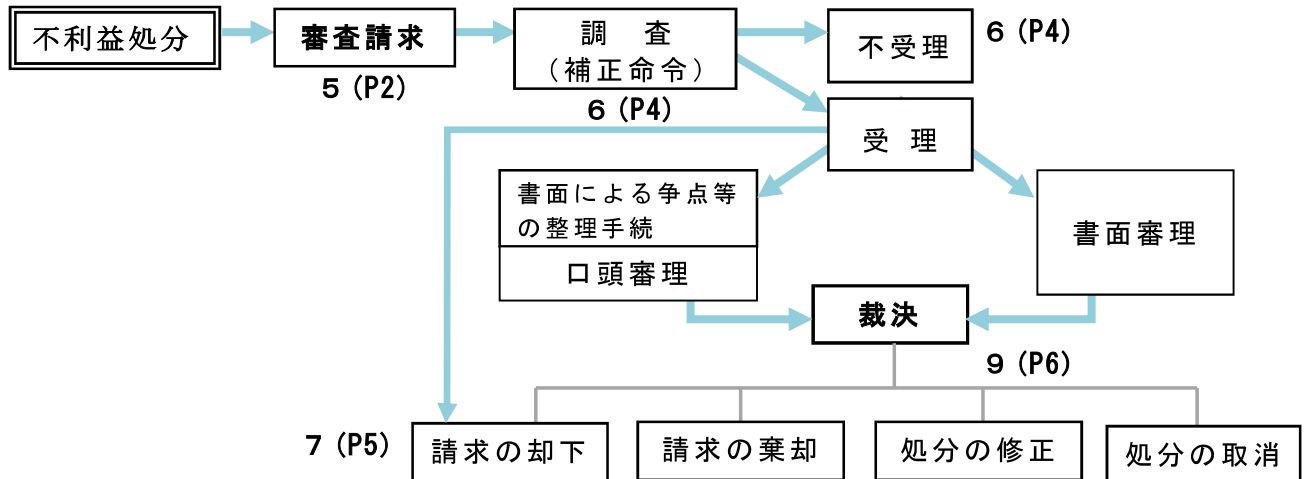
例：規則第14条第1項第1号 → 規則14①1号

I 不利益処分についての審査請求制度

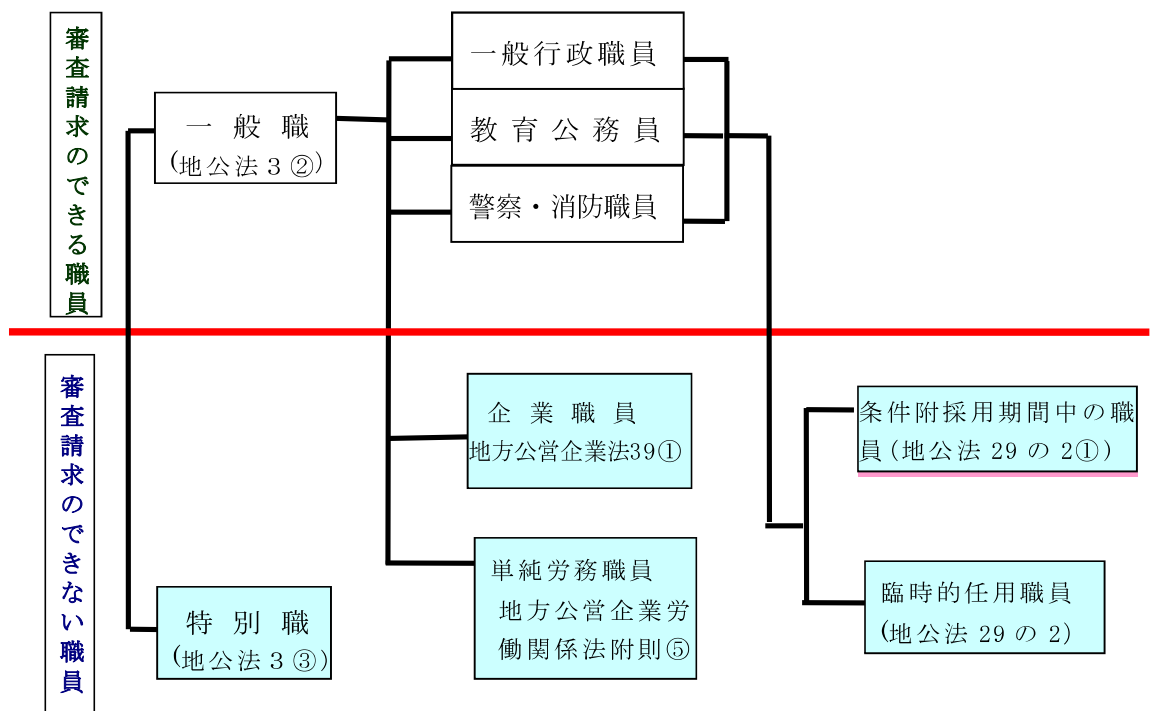
1 審査請求制度の概要

不利益処分に関する審査請求（以下「審査請求制度」という。）は、任命権者によって懲戒処分その他の不利益処分を受けた職員から審査請求があった場合に、人事委員会が必要な調査・審査を行い、当該不利益処分が、①適法・妥当であれば、当該処分を承認し、②違法・不当であれば、これを取り消し、又は修正し、さらに、必要があれば是正措置を指示する救済方法です（地公法49～51）。

審査請求は、処分が行われた後に審査を行うことにより、処分が適正に行われることを保障する制度で、審査は準司法的に行います。人事委員会では、簡易、迅速な処理促進に努めています。



2 審査請求のできる職員



* 再任用職員は、一般職員と同様の取扱い

3 審査請求の対象となる不利益処分

(1) 審査請求の対象となる不利益処分

都職員は、懲戒その他職員の意に反すると認める不利益処分について、人事委員会に対し、審査請求をすることができます(地公法49、49の2①)。

(例) 懲戒処分……免職、停職、減給、戒告(地公法29)

分限処分……免職、休職、降任、降給(地公法28)

転任処分(ただし、転任に伴って通常生じ得る不利益を超える程度の不利益がある場合又は他に職員の法律上の利益を侵害するものと認めるべき特段の事情がある場合に限る。)

(2) 不利益処分に当たらない任命権者の行為等

(例) 文書訓告、口頭注意、昇給号給決定、業績評価、研修命令等

4 審査請求のできる期間

(1) 審査請求をしようとする者は、処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をしなければなりません(地公法49の3)。

ただし、上記の期間経過後に提出された場合であっても、そのことにつき天災その他やむを得ない理由があるときは、期限内に提出されたものとみなされます(規則6②)。

(2) 処分のあったことを知らなくても、処分のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができません(地公法49の3)。

5 審査請求の提出方法

(1) 審査請求に必要な書類(規則3)

ア 審査請求書(押印を要しません。)

- ・ 「審査請求書兼代理人選任届出書」(第1号様式→記載例P8)を使用する場合は、所定欄に必要事項(※)を記載してください。
- ・ 必要事項が記載されていれば、上記様式を使用しなくても構いません。

※ 必要事項(規則4)

- ① 請求人の氏名・住所・生年月日・職名・勤務部所・連絡先の電話番号
- ② 処分を受けた時における請求人の職名・勤務部所
- ③ 処分者の職名及び氏名
- ④ 処分の内容及び処分を受けた年月日

- ⑤ 処分のあったことを知った年月日
- ⑥ 審査請求の趣旨及び処分に対する不服の理由
- ⑦ 処分説明書を交付されなかったときは、その経緯
- ⑧ 口頭審理を請求する場合はその旨及び口頭審理の公開を請求する場合はその旨
- ⑨ 審査請求の年月日

・ 代理人によって審査請求をする場合

審査請求は、不利益処分を受けた職員のほか、代理人によってもすることができます（規則3④）。その場合は、前記必要事項①～⑨に加えて、代理人の氏名・住所・連絡先の電話番号・職名又は職業の記載が必要です。

※ 「**審査請求書兼代理人選任届出書**」（第1号様式→記載例 P8）を使用する場合は、「代理人選任届出書」欄に必要事項を記載し、請求人が記名押印をしてください。

※ 上記様式を使用しない場合は、審査請求書に代理人に関する上記必要事項を記載した上、「**代理人選任届出書**」（第13号様式→P11参照）を添付してください。

イ 処分説明書の写し

ウ 必要と認める資料があれば添付してください。

(2) 提出部数 2通（正本・副本）

(3) 提出方法

ア 人事委員会に直接持参して提出するか、あるいは郵便、信書便、ファクシミリによっても提出することができます。

※ ファクシミリで提出する場合は、(1)アの「審査請求書」だけを送信してください。

なお、「代理人選任届出書」、「処分説明書の写し」及び「必要と認める資料」は、ファクシミリでは提出できませんので、別途、人事委員会に直接持参するか、郵便又は信書便で提出してください。

イ 電子メールによって提出することはできません。

6 審査請求の受理又は不受理

[調査]

人事委員会は、審査請求書の記載に不備はないか、処分説明書の写しが添付されているか、審査請求をすることができる者であるか、審査請求期間が過ぎていないか等、審査請求をするための形式要件が整っているかを調べます（規則5）。

[補正命令]

人事委員会の調査の結果、審査請求が不適法であっても、補正できるときは、補正命令を行います（規則5）。請求人は、補正命令により指定された期間内に補正をしなければなりません。

[審査請求書副本の送付]

人事委員会は、審査請求書が提出されたときは、副本を処分者に送付します。

受 理

審査請求が、不受理の要件に該当しないときは、受理します（規則6）。

不受理

審査請求が、次に掲げる場合には、不受理となります（規則6①各号）。

- (1) 審査請求をすることができない者によってされたことが明らかな審査請求
- (2) 補正命令に従って補正がなされない審査請求
- (3) 地公法第49条の3に規定する期間（処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内）の経過後にされた審査請求であって、そのことにつき天災その他やむを得ない理由がないことが明らかであるもの
- (4) 既に裁決を得た処分について、再度裁決を求める審査請求
- (5) (1)から(4)までのほか、不適法にされたことが明らかな審査請求で補正をすることができないもの

7 審査請求の却下

人事委員会は、受理をした審査請求が次のいずれかに該当するときその他不適法にされたものと認める場合には、審査手続を経ないで、又は審査手続を終結して、裁決で却下します。（規則 9 各号）

- (1) 審査請求をすることができない者によってされた審査請求
- (2) 処分に該当しない事項についてされた審査請求
- (3) 地公法第 49 条の 3 に規定する期間の経過後にされた審査請求であって、そのことにつき天災その他やむを得ない理由がないもの
- (4) 処分の取消しを求めるにつき法律上の利益がない事項についてされた審査請求

8 審査の方法

- (1) 審査請求の審査の方法には、口頭審理及び書面審理があります。

ア 口頭審理

請求人が口頭審理を請求したときに行います（地公法 50①、規則 26 ①）。

請求人が口頭審理又はその公開を請求するときは、審査請求書にその旨を記載します（規則 4 ① 8 号）。

(ア) 公開口頭審理

請求人が、口頭審理の公開を請求したときは、公開口頭審理を行います（地公法 50①、規則 26①）。

(イ) 非公開口頭審理

請求人が、口頭審理の公開を請求しないときは、口頭審理を非公開で行います。

また、口頭審理を公開すると公序良俗を害するおそれがあると認められるときは、人事委員会は、請求人が公開口頭審理を請求した場合でも、これを公開しないことがあります。（規則 26③）

イ 書面審理

書面審理は、次のような場合に行います（規則 61）。

- (ア) 請求人が口頭審理の請求をしなかったとき（審査請求書の該当欄に何も記入しなかったとき。）。
- (イ) 請求人が書面審理を請求したとき。

(2) 人事委員会は、審査請求の審査の一部を人事委員会の委員又は事務局長に委任することができます（地公法 50②）。審査を委任された委員等を審査員といいます（規則 2 ⑤、22）。通常、審査員は口頭審理の審理指揮等を行います。

9 裁決

人事委員会が、必要な審査を終えたと認めるときは、審査手続を終結し、審査の結果に基づいて、次のいずれかの裁決をします（地公法 50③、規則 68 ①）。

- (1) 却下……審査請求が不適法であるとき。
- (2) 棄却……審査請求に理由がないとき。
- (3) 処分の修正又は取消し……審査請求に理由があるとき。

* 裁決書の正本は請求人（代理人）及び処分者に送付されます（規則 70、74）。

10 審査請求の取下げ

(1) 取下げの手続

請求人は、裁決があるまでは、いつでも審査請求を取り下げることができます。

審査請求を取り下げる場合には、請求人（又は取下げについて特別の委任を受けた代理人）が記名押印した書面で人事委員会に申し出なければなりません（規則 12、73）。

審査請求が取り下げられたときは、その審査請求は、初めからなかったものとみなされます。

(2) 処分者による処分の修正があったときの申出

請求人は、直ちに係属している審査請求を継続するか、又は取り下げるかを人事委員会に申し出なければなりません（規則 14）。

(3) 取下げの申出の書式

審査請求取下書（第 5 号様式→P12 参照）により申出をします。

(4) 提出方法及び提出先

審査請求取下書に記名押印のうえ、人事委員会に、直接持参するか、郵便又は信書便で提出してください。ファクシミリ又は電子メールによって提出することはできません（規則 73）。

1 1 裁決と訴訟

人事委員会の裁決に不服がある場合には、裁決があったことを知った日から6か月以内に、裁判所に裁決の取消しの訴えを提起することができます。なお、裁決のあったことを知らなかった場合、裁決のあった日から1年を経過するまでは、訴えを提起することができます。

また、上記期間内であれば、原処分取消訴訟を提起することもできます。

審査請求書の記載例

第1号様式（第3条・第4条関係）

審査請求書
兼代理人選任届出書

令和〇〇年〇月〇日

東京都人事委員会 殿

請求人又は代理人の氏名 請求人 新宿太郎
代理人 弁護士 港三郎

地方公務員法第49条の2第1項の規定により、次のとおり審査請求をします。

請求人に関する事項	(ふりがな)しんじゅく たらう 氏名 新宿太郎 生年月日 平成〇〇年〇月〇日 ← 和暦で記載 住所 〒160-0023 新宿区西新宿〇-〇-〇-〇〇〇 連絡先 自宅又は下記勤務部所（電話） 自宅00-0000-0000 ←	勤務先、自宅などの名称、所在地及び電話番号を記入します。
請求人の現在の職名及び勤務部所	〇〇市立〇〇小学校教諭 (P9①参照)	発令通知書の発令権者欄に記載されている処分者の職名及び氏名等を記入します。 [例] 東京都知事 〇〇〇〇 東京都教育委員会 警視總監 〇〇〇〇 消防總監 〇〇〇〇
処分を受けた時における請求人の職名及び勤務部所	同 上	
処分者の職名及び氏名	〇〇〇〇〇〇 ←	
処分の内容	停職3月 ←	
処分を受けた年月日	令和〇〇年〇月〇日 (P9②参照)	請求人が受けた処分の種類・程度を具体的に記入します。 [例] 懲戒免職、 停職15日、 減給10分の1 1月、 戒告、分限免職
処分のあったことを知った年月日	令和〇〇年〇月〇日 (P9③参照)	
審査請求の趣旨	停職3月の処分を取り消す。(P9④参照)	
処分に対する不服の理由（記入欄が不足する場合は裏面又は別紙に記入すること。）	裏面のとおり (P9⑤参照)	
口頭審理を請求する場合はその旨及びその公開を請求する場合はその旨	公開口頭審理を請求する (P9⑥参照)	
処分説明書を交付されなかったときは、その経緯	(処分者に処分説明書の交付を請求しても交付されなかった場合には、交付の請求を、いつ、誰に対して行い、その結果どうであったか等その経緯や交付されなかった理由を記述します。)	
代理人選任届出書（代理人によって審査請求をする場合に記入すること。）(P9⑦参照)		
(ふりがな) 代理人の氏名	みなと さぶろう 港 三郎	代理人の職名 又は職業 弁護士
代理人の住所 及び連絡先	〒105-0022 港区海岸〇-〇-〇 〇〇法律事務所 (電話) 〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇〇〇	
私は、上記の者を代理人に選任し、審査請求に関する一切の権限を委任したので届けます。 審査請求を取り下げる権限		
		令和〇〇年〇月〇日 請求人の氏名 新宿太郎

新印

- 注1 審査請求書は、正副各1通を提出すること。
 2 発令通知書及び処分説明書の交付を受けたときは、その写しを添付すること。
 3 必要な資料を添付することができる。
 4 代理人に審査請求を取り下げる権限を委任しないときは「審査請求を取り下げる権限」の文言を抹消すること。
 5 代理人が職員の場合は、職名と併せて勤務場所を記入すること。

〈審査請求書（裏面）の記載例〉

処分に対する不服の理由（不服の理由を具体的に記入すること。書ききれない場合は、別紙に記入すること。）

本件処分は、次のとおり事実誤認があり違法であるので、取り消されるべきである。

- 1 処分者は、令和〇年〇月〇日午前1時、請求人が酒に酔って、C区〇〇1丁目2-3の路上に置かれていた他人の自転車を乗り去り窃取したとしているが、請求人は、捨てられていた古い自転車を拾って乗っただけである。
- 2 処分者は、請求人が上記1記載の自転車の窃盗容疑で現行犯逮捕されたとしているが、そのような事実はなく、請求人は任意同行し、取調べを受けたにすぎない。

【審査請求書を記載するに当たっての注意点】

① 請求人の現在の職名及び勤務部所

請求人の所属及び職名（警察官及び消防吏員にあっては階級）の正式名称を記入します。 [例] 〇〇局〇〇事務所〇〇課主事（一般事務）

都立〇〇高等学校教諭

② 処分を受けた年月日

懲戒処分及び分限処分は、辞令を交付して行うこととされているので、通常の場合は、処分辞令の処分年月日です。

③ 処分のあったことを知った年月日

通常の場合は、請求人が処分辞令の交付を受けた日になります。処分辞令が郵送されたときは、その辞令が配達されたときが、処分のあったことを知った日となります。

④ 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、審査請求の結論であり、次のように記載します。

[例] 懲戒免職処分を取り消す。

分限免職処分を取り消す。

⑤ 処分に対する不服の理由

処分に対する不服の理由は、審査請求の趣旨に記載した内容を支持し、理由付けるためのその処分が違法又は不当である旨の一切の主張をいい、上記の記載例のように「審査請求書兼代理人選任届書」の裏面に具体的に記述します。

⑥ 口頭審理を請求する場合はその旨及びその公開を請求する場合はその旨

a 公開の口頭審理を請求するときは、「公開口頭審理を請求する。」と記入

b 非公開の口頭審理を請求するときは、「非公開口頭審理を請求する。」と記入

c 無記入の場合は、書面審理となります。「書面審理を請求する。」と記入してもかまいません。

⑦ 代理人選任届出書

代理人によって審査請求をする場合は、代理人の氏名、住所及び職名又は職業等の記入並びに請求人の記名押印が必要です（規則 19①、②）。代理人が都職員の場合は、「代理人の職名又は職業」欄に職名と併せて勤務部所を記入します。

請求人が、審査請求を取り下げる権限を代理人に委任しないときは「審査請求を取り下げる権限」の文言を二重線で抹消し、請求人が訂正印を押印します。

なお、請求人が、代理人を解任したときも、代理人の選任と同様に、人事委員会に書面（代理人解任届出書（第 13-2 号様式））で届けなければなりません（規則 19①、②）。

審査請求書
兼代理人選任届出書

令和 年 月 日

東京都人事委員会 殿

請求人又は
代理人の氏名

地方公務員法第49条の2第1項の規定により、次のとおり審査請求をします。

請求人に関する事項	(ふりがな) 氏名 住所 〒 連絡先	生年月日	年	月	日	(電話)
請求人の現在の職名及び勤務部所						
処分を受けた時における請求人の職名及び勤務部所						
処分者の職名及び氏名						
処分の内容						
処分を受けた年月日	令和	年	月	日		
処分のあったことを知った年月日	令和	年	月	日		
審査請求の趣旨						
処分に対する不服の理由（記入欄が不足する場合は裏面又は別紙に記入すること。）						
口頭審理を請求する場合はその旨及びその公開を請求する場合はその旨						
処分説明書を交付されなかったときは、その経緯						
代理人選任届出書（代理人によって審査請求をする場合に記入すること。）						
(ふりがな) 代理人の氏名		代理人の職名又は 職業				
代理人の住所 及び連絡先	(電話)					
<p style="text-align: center;">審査請求に関する一切の権限</p> <p>私は、上記の者を代理人に選任し、審査請求を取り下げる権限 を委任したので届け出ます。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日 請求人の氏名 印</p>						

- 注1 審査請求書は、正副各1通を提出すること。
 2 発令通知書及び処分説明書の交付を受けたときは、その写しを添付すること。
 3 必要な資料を添付することができる。
 4 代理人に審査請求を取り下げる権限を委任しないときは「審査請求を取り下げる権限」の文言を削除すること。
 5 代理人が職員の場合は、職名と併せて勤務部所を記入すること。

代理人選任届出書

令和 年 月 日

東京都人事委員会 殿

請求人又は
処分者 印

令和 年 (不) 第 号事件について、下記の者を代理人に選任したので届け出ます。

記

代理人	(ふりがな) 氏 名	
	職 名 又 は 職 業	
	住 所 及 び 連 絡 先	(電話)
代理権の範囲	審査請求に関する一切の権限 を委任する。 審査請求を取り下げる権限	

注 代理人に審査請求を取り下げる権限を委任しないときは、「審査請求を取り下げる権限」の文言を抹消すること。

審査請求取下書

令和 年 月 日

東京都人事委員会 殿

請求人 印

令和 年（不）第 号事件の審査請求を取り下げます。

注 代理人によって取下げをする場合は、請求人欄の請求人氏名の下に代理人の氏名を記入すること。

審査請求の提出先及び問い合わせ先

東京都人事委員会事務局 任用公平部 審査課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 第一本庁舎南塔40階

電話 03-5320-6946 (直通) FAX 03-5388-1954



※ 人事委員会事務局 審査課では、勤務条件等に関する苦情相談にも応じています。
お気軽にご相談ください。